議案第97号

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第25条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　給与条例第９条の４第１項第２号又は第３号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員のうち、給与条例第９条の４第１項第２号に規定する自動車等の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で１箇月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を費用弁償として支給する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）　（単位　円）

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1	205,300	25	241,500	49	263,400	73	271,600
2	206,400	26	243,200	50	264,000	74	271,900
3	207,600	27	244,500	51	264,600	75	272,200
4	208,700	28	245,800	52	265,100	76	272,500
5	209,800	29	247,100	53	265,500	77	272,800
6	211,500	30	248,200	54	265,900	78	273,100
7	213,100	31	249,300	55	266,200	79	273,400
8	214,700	32	250,400	56	266,500	80	273,700
9	216,200	33	251,500	57	266,800	81	274,000
10	217,900	34	252,400	58	267,100	82	274,300
11	219,500	35	253,300	59	267,400	83	274,600
12	221,100	36	254,300	60	267,700	84	274,900
13	222,600	37	255,300	61	268,000	85	275,200
14	224,300	38	256,200	62	268,300	86	275,500
15	226,000	39	257,100	63	268,600	87	275,800
16	227,700	40	257,900	64	268,900	88	276,100
17	228,900	41	258,700	65	269,200	89	276,400

議案第97号

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第25条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　給与条例第９条の４第１項第２号又は第３号に定める通勤手当の支給要件に該当するパートタイム会計年度任用職員のうち、給与条例第９条の４第１項第２号に規定する自動車等の駐車のための施設等で規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で１箇月当たりの料金に相当する額として規則で定める額を費用弁償として支給する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）　（単位　円）

号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
1	205,300	25	241,500	49	263,400	73	271,600
2	206,400	26	243,200	50	264,000	74	271,900
3	207,600	27	244,500	51	264,600	75	272,200
4	208,700	28	245,800	52	265,100	76	272,500
5	209,800	29	247,100	53	265,500	77	272,800
6	211,500	30	248,200	54	265,900	78	273,100
7	213,100	31	249,300	55	266,200	79	273,400
8	214,700	32	250,400	56	266,500	80	273,700
9	216,200	33	251,500	57	266,800	81	274,000
10	217,900	34	252,400	58	267,100	82	274,300
11	219,500	35	253,300	59	267,400	83	274,600
12	221,100	36	254,300	60	267,700	84	274,900
13	222,600	37	255,300	61	268,000	85	275,200
14	224,300	38	256,200	62	268,300	86	275,500
15	226,000	39	257,100	63	268,600	87	275,800
16	227,700	40	257,900	64	268,900	88	276,100
17	228,900	41	258,700	65	269,200	89	276,400

18	230,500	42	259,300	66	269,500	90	276,700
19	232,100	43	259,900	67	269,800	91	277,000
20	233,600	44	260,500	68	270,100	92	277,300
21	235,100	45	261,100	69	270,400	93	277,600
22	236,700	46	261,700	70	270,700		
23	238,300	47	262,300	71	271,000		
24	239,900	48	262,900	72	271,300		

別表第２中

「

国際交流員	月額361,300円

」を

「

国際交流員	１年未満	月額370,800円
	１年以上２年未満	月額381,900円
	２年以上３年未満	月額393,000円
	３年以上	月額398,500円

」に

改め、同表に備考として次のように加える。

備考　国際交流員としての経験年数を有する者の職種の区分は、当該経験年数の月数を12月で除して得た数（１未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）の年数によるものとする。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　この条例による改正後の幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後給与等条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置対象期間に任用された会計年度任用職員に関する経過措置）

３　令和８年４月１日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日ま

での間（以下「経過措置対象期間」という。）に会計年度任用職員として任用された者（以下「経過措置対象職員」という。）について、その者が改正後給与等条例の規定に基づき支給されるべき給料月額（パートタイム会計年度任用職員の場合は、基準月額という。以下同じ。）が、経過措置対象期間にその者が受けていた給料月額に達しないこととなる場合（規則で定める職種から異動がないものに限る。）においては、給料月額のほか、その達しない額に相当する額を給料（パートタイム会計年度任用職員の場合は、報酬という。以下同じ。）として支給する。

4　経過措置対象職員が、施行日以後引き続き会計年度任用職員として任用される場合において、当該任用される期間について支給されるべき給料月額が、経過措置対象期間に受けていた給料月額に達しないこととなる場合においては、当分の間、給料月額のほか、その達しない額に相当する額を給料として支給する。

5　経過措置対象職員であって、施行日以後新たに会計年度任用職員に任用される者について、前項の規定に基づき給料を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、当該会計年度任用職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。